○国土交通省告示第千二十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年七月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4248号	小型船舶用火せん	ＳＲ－３	国際化工株式会社	外筒及びキャップの仕様追加

○国土交通省告示第千二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西脇沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県周智郡森町森の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°50′15.9539″	137°55′10.3279″
2	34°50′17.2314″	137°55′09.7452″
3	34°50′18.6174″	137°55′09.8491″
4	34°50′19.5472″	137°55′10.5707″
5	34°50′19.7696″	137°55′11.1927″
6	34°50′19.1802″	137°55′12.3868″
7	34°50′18.7890″	137°55′12.3920″
8	34°50′17.8040″	137°55′12.0795″
9	34°50′17.3327″	137°55′11.1562″
10	34°50′17.4713″	137°55′10.6940″
11	34°50′16.8888″	137°55′10.4971″
12	34°50′16.2011″	137°55′10.4658″
13	34°50′15.9899″	137°55′10.7506″

○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

韮山古川

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県伊豆の国市中の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第百四十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°02′28.3683″	138°58′32.1631″
2	35°02′28.6817″	138°58′32.1493″
3	35°02′28.8880″	138°58′32.5232″
4	35°02′28.7496″	138°58′32.9697″
5	35°02′26.6242″	138°58′34.8059″
6	35°02′26.4613″	138°58′34.8151″
7	35°02′26.2778″	138°58′34.5259″
8	35°02′26.3178″	138°58′34.3102″

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森県上北郡七戸町字後平無番から同郡東北町字湯田平一一二番一まで	前	一二・九〇～一二・九〇～一六・〇〇	三七・一〇メートル～三七・一〇メートル～一二〇・二〇メートル	七・二三四キロメートル
	後	Ａ　一二・九〇～一六・〇〇 Ｂ　三七・一〇～一二〇・二〇メートル		七・二三四キロメートル 七・六一八キロメートル

備考　上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県埴科郡坂城町大字上五明字久保田五九八番一地先から同町大字上五明字久保田六三一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月五日

○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市御所貝津町奥沼八番一から同市御所貝津町尺丈一番三九まで	前	二〇・八四～二三三・八九メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	二〇・八四～三五・六六メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

国会事項

衆議院

辞令

（国際部長）衆議院参事　吉田早樹人

議事部長を命ずる

（委員部副部長委員部総務課長事務取扱）同　辻岡　美夏

記録部長を命ずる

（議事部副部長秘書課長事務取扱）同　日高　孝一

国際部長を命ずる

（文部科学委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　津田樹見宗

内閣委員会専門員を命ずる

内閣調査室長に充てる